

令和6年9月吉日

会員各位

鹿児島県保険医協会
会長 原口 兼明

医師賠償責任保険 団体契約のご案内

鹿児島県保険医協会では、会員の皆さまの診療の安定に寄与するために、三井住友海上火災保険株式会社を引受会社とする「団体医師賠償責任保険」を採用し募集しております。

会員の皆さまの属性により、加入プランを作成しておりますので、該当するページをご覧ください、ご検討をお願いいたします。

加入プランのご案内（次の4タイプです）

- 〔1〕 医科開業医会員向けプラン・・・・・・ 3ページ
- 〔2〕 医科勤務医会員向けプラン・・・・・・ 7ページ
- 〔3〕 歯科開業医会員向けプラン・・・・・・ 9ページ
- 〔4〕 歯科勤務医会員向けプラン・・・・・・ 12ページ

加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合同じとなります。

◇申込人	鹿児島県保険医協会の会員に限ります。
◇記名被保険者	鹿児島県保険医協会の会員に限ります。

（未入会の方は入会手続きが必要です。協会までお問い合わせください。）

ご加入できない会員

- ①日本医師会会員
- ②医療法人による加入はできません。

*この保険は、鹿児島県保険医協会が保険契約者となる団体契約です。

- 【申込締切日】 令和6年10月31日（木）
- 【加入申込書提出先】 鹿児島県保険医協会 事務局
- 【保険期間】 令和6年12月1日午後4時より1年間
- 【保険料振込期限】 令和6年11月8日（金）
- 【保険料振込先】 *別途ご案内いたします
- 【お問い合わせ先】

鹿児島県保険医協会

〒892-0828 鹿児島県鹿児島市金生町7-8-7F
 TEL 099-272-9970
 FAX 099-272-9980

<取扱代理店> 有限会社AFIコンサルタント

〒890-0036 鹿児島県鹿児島市田上台2-45-8
 TEL 099-264-6164
 FAX 099-264-6684

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社

〒890-0053 鹿児島県鹿児島市中央町18-1 南国センタービル7F
 TEL 099-206-0722
 FAX 099-206-0721

〔1〕医科開業医会員向けプラン（日本医師会会員はご加入できません）

注）3. のご契約のしくみは一般診療所に対するものです。病院に対するしくみは別途ご照会下さい。

1. 医師・医療施設賠償責任保険のあらまし

＜主な特長＞

- 医療上の事故と医療施設の事故による損害賠償責任の両方を対象とする総合的な保険です。
- 医科医療機関で医療行為に従事する医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等が起こした事故も対象となります。（医科医療機関が使用者として責任を問われた場合に限りです。）
- 医療施設事故では、提供した飲食物による食中毒事故も対象となります。

（1）保険金をお支払いする主な場合

この保険は、「医療上の事故」と「医療施設の事故」による損害賠償責任の両方を対象とする総合的な保険です。

医療上の事故（医師特別約款）

日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。

※「身体の障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

- 医療業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時
- 被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時

医療施設の事故（医療施設特別約款）

日本国内において、被保険者の医療施設もしくは医療設備の不備または従業員の不注意が原因となって、保険期間中に、患者、付添人、見舞客等の第三者の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。



保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

（2）お支払いの対象となる損害

【損害の種類】	【内 容】
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みず。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

※上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。

※上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



(3) 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

○保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
○被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
○被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
○被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
○被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
○地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
○液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
○原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）
等

<特別約款でお支払いしない主な場合－医師特別約款>

○被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両（原動力がもっぱら人力であるものを含みます。）、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
○名誉毀（き）損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
○美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任
○医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
○所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。
等

<特別約款でお支払いしない主な場合－医療施設特別約款>

○被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為によるその医療行為の対象となる者の身体の障害に起因する損害賠償責任
○医療施設の新築、改築、修理、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
○航空機、自動車または医療施設（設備を含みます。）外における船舶・車両（原動機付自転車を含み、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
○生産物または仕事の瑕疵（かし）に基づく生産物または仕事の目的物の損壊（滅失、破損または汚損）それ自体の損害賠償責任
○昇降機の所有、使用または管理について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任
○被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
等

2. 加入条件

*加入資格者の範囲

（ ○印の方はご加入いただけます。×印の方はご加入いただけません。 ）

	開業医	医療法人
日本医師会会員でない方	○	×
日本医師会会員の方	×	×

3. ご契約のしくみ（医科一般診療所）

*支払限度額・免責金額と保険料（1年間）

セ ッ ト		I 型	II 型	III 型		
支払限度額	医療行為に基づく事故 (医師特別約款)	1 事故 (免責 0 円)	3,000 万円	5,000 万円	1 億円	
		保険期間中通算	9,000 万円	15,000 万円	3 億円	
	建物、設備や提供した 飲食物に基づく事故 (医療施設特別約款)	身体	1 名	3,000 万円	4,000 万円	5,000 万円
			1 事故 (免責 1,000 円)	3 億円	4 億円	5 億円
		財物	1 事故 (免責 1,000 円)	600 万円	800 万円	1,000 万円
	1 診療所の年間保険料		59,820 円	66,020 円	77,510 円	

※ 建物・設備や提供した飲食物に基づく事故の場合は、身体・財物共 1 事故につき 1 千円を自己負担していただきます。

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「1. 医師・医療施設賠償責任保険のあらまし（2）お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

免責金額とは、保険金としてお支払いする 1 事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

※お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

〔2〕医科勤務医会員向けプラン（日本医師会会員はご加入できません）

1. 医師賠償責任保険のあらまし

＜主な特長＞

- ① 医療機関に勤務される医師の医療行為に基づく損害賠償責任が対象となります。
 - 取扱い器具の消毒等整理・管理上の責任
 - 直接の医療行為による責任
 - 看護師など、医療業務補助者への指導管理上の責任
- ② 美容専門の分野を除く全ての医療分野が対象となります。
 - 内科、外科、脳神経外科、整形外科、精神神経科、泌尿器科、麻酔科、放射線科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、小児科等
- ③ 勤務先の他、出張先の病院・診療所など勤務先以外で生じた医療行為も対象となります。（但し、日本国内に限ります。）

（1）保険金をお支払いする主な場合

日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。

※「身体の障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

- 医療業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時
- 被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

（2）ご加入いただける方

次のような医師が加入できます。

- ① 医療機関に勤務して医療に直接従事されている方
- ② 医療機関に勤務して直接医療行為に従事しなくとも、医療の結果については何らかの責任を負わなければならない立場にある方
 - 医師の業務補助者（看護師等）が起こした医療事故で医師が責任を負う場合についてもその医師がこの保険に加入していれば、補償の対象になります。

（3）お支払いの対象となる損害

「〔1〕医科開業医会員向けプラン 1.（2）お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

（4）保険金をお支払いしない主な場合

「〔1〕医科開業医会員向けプラン 1.（3）保険金をお支払いしない主な場合」の＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞および＜特別約款でお支払いしない主な場合－医師特別約款＞をご参照ください。

2. 加入条件

*加入資格者の範囲

（ ○印の方はご加入いただけます。×印の方は加入いただけません。 ）

	勤務医会員
日本医師会会員でない方	○
日本医師会会員の方	×

3. ご契約のしくみ（医科勤務医）

*支払限度額・免責金額と保険料（1年間）（免責金額0円）

タイプ		1型	2型	3型
支払限度額 （保険金支払限度額）	1事故	3,000万円	5,000万円	1億円
	保険期間中通算	9,000万円	15,000万円	3億円
年間保険料（1加入者）		39,140円	43,230円	50,830円

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「1. 医師賠償責任保険のあらまし（3）お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

※お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

〔3〕 歯科開業医会員向けプラン

1. 歯科医師賠償責任保険のあらまし

＜主な特長＞

- 医療上の事故と医療施設の事故による損害賠償責任の両方を対象とする総合的な保険です。
- 歯科医療機関で医療行為に従事する歯科医師、歯科衛生士、看護師等が起こした事故も対象となります。（歯科医療機関が雇用主として責任を問われた場合に限りです。）

（1）保険金をお支払いする主な場合

この保険は、「医療上の事故」と「医療施設の事故」による損害賠償責任の両方を対象とする総合的な保険です。

医療上の事故（医師特別約款）

日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。

※「身体の障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

- 医療業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時
- 被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時

医療施設の事故（医療施設特別約款）

日本国内において、被保険者の医療施設もしくは医療設備の不備または従業員の不注意が原因となって、保険期間中に、患者、付添人、見舞客等の第三者の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。



保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

（2）お支払いの対象となる損害

【損害の種類】	【内 容】
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

※上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。

※上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

（3）保険金をお支払いしない主な場合

「〔1〕 歯科開業医会員向けプラン 1.（3）保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。

2. 加入条件（加入資格者）

- 歯科開業医

3. ご契約のしくみ（歯科開業医）

* 支払限度額・免責金額と保険料（1年間）

セ ッ ト		A型	B型	C型		
支払限度額	医療行為に基づく事故 (医師特別約款)	1事故(免責 0円)	3,000万円	5,000万円	1億円	
		保険期間中通算	9,000万円	15,000万円	3億円	
	建物、設備や提供した 飲食物に基づく事故 (医療施設特別約款)	身体	1名	3,000万円	4,000万円	5,000万円
		1事故 (免責 1,000円)	6,000万円	8,000万円	1億円	
財物	1事故 (免責 1,000円)	300万円	400万円	500万円		
保険料	1診療所の年間基本保険料		8,170円	9,090円	11,280円	

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「1. 歯科医師賠償責任保険のあらまし（2）お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

※お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

〔4〕 歯科勤務医会員向けプラン

1. 歯科医師賠償責任保険のあらまし

<主な特長>

- ① 医療機関に勤務される歯科医師の医療行為に基づく損害賠償責任が対象となります。
 - 取扱い器具の消毒等整理・管理上の責任
 - 直接の医療行為による責任
 - 医療業務補助者への指導管理上の責任
- ② 勤務先その他、出張先の病院・診療所など勤務先以外で生じた医療行為も対象となります。（但し、日本国内に限ります。）

(1) 保険金をお支払いする主な場合

日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。

※「身体の障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

- 医療業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時
- 被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。

(2) ご加入いただける方

次のような歯科医師が加入できます。

- ① 医療機関に勤務して医療に直接従事されている方
- ② 医療機関に勤務して直接医療行為に従事しなくとも、医療の結果については何らかの責任を負わなければならない立場にある方
 - 歯科医師の業務補助者が起こした医療事故で歯科医師が責任を負う場合についてもその歯科医師がこの保険に加入していれば、補償の対象になります。

(3) お支払いの対象となる損害

「〔3〕 歯科開業医会員向けプラン 1. (2) お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

(4) 保険金をお支払いしない主な場合

「〔1〕 歯科開業医会員向けプラン 1. (3) 保険金をお支払いしない主な場合」の<普通保険約款でお支払いしない主な場合>および<特別約款でお支払いしない主な場合—医師特別約款>をご参照ください。

ご注意いただきたいこと

(以下の事項は重要となりますので、必ずお読みください。)

ご契約にあたってのご注意

◆保険料はご契約と同時に支払ってください。
取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。保険料（分割払の場合は第1回分割保険料）は必ずご契約と同時に支払ってください。

◆団体契約または他人のための契約について
申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者にも必ずご説明ください。

◆保険会社が経営破綻した場合等のお取扱について
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返戻金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり引受保険会社も加入しております。
・この保険は保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については上記補償の対象となります。）。
・補償対象となる場合には保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

◆ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

◆取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

ご契約後にご注意いただきたいこと

◆ご契約内容の変更の際には必ずご連絡願います。

◆ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

◆<示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。>
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

個人情報の取扱い

◆この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

2. 加入条件

- 歯科勤務医

3. ご契約のしくみ（歯科勤務医）

* 支払限度額・免責金額と保険料（1年間）（免責金額0円）

セ ッ ト		A-1 型	B-1 型	C-1 型
支払限度額	1 事故 (免責 0円)	3,000 万円	5,000 万円	1 億円
	医療行為に基づく事故			
	保険期間中通算	9,000 万円	15,000 万円	3 億円
年間保険料（1加入者）		4,800 円	5,360 円	6,760 円

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「[3] 歯科開業医会員向けプラン1.（2）お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

※お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

医療業務に起因した身体障害事故を発見した場合、または医療施設に起因した事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス

事故は いち早く

「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189**（無料）へ

保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 (注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録、看護記録
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（注2）の確認を終えて保険金をお支払いします（注3）。

（注1）保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

（注2）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。